

# 柏崎市市民参加のまちづくり基本条例について

『柏崎市市民参加のまちづくり基本条例』が平成15年3月20日制定されました。  
この条例は、平成15年10月1日から施行されます。  
この条例について、紹介します。

## 1. 「柏崎市市民参加のまちづくり基本条例」とは

- ◆この条例は、市民、各種団体、企業、行政が、市政の基本原則を共有し、参加と協働をとおして、わたしたちのまちづくりを進めていくために必要な考え方や仕組みを条例化したものです。
- ◆条例では、柏崎市におけるまちづくりの基本原則、市民・コミュニティ・市の役割、議会・執行機関の責務、情報の共有、市民の市政への参加と協働の仕組み定めており、いわば、柏崎市の「憲法」ともいえる条例です。

## 2. 条例制定の背景

### 【地方分権との関係】

○地方分権一括法の施行（平成12年4月1日）

- ・従来の中央集権型社会 ➡ 地方分権型社会
- ・地方自治体は自主性、自立性を高め ➡ 個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現
- ・自己決定、自己責任の原則に基づき ➡ 地域内の諸課題に積極的に取り組む

地方自治体

「自ら治める責任」 ➡ 「国と対等、協力の関係」

○地方分権一括法の成果

- ・国の地方自治体への関与の減少 ➡ 機関委任事務の廃止
- ・個性豊かな自治体運営 ➡ 住民の意思の反映

### 【社会的背景】

○社会貢献活動

- ・自治体、NPO、市民ボランティア活動 ➡ 市民が「まちづくりの主体」

○21世紀の新しい時代

- ・住民の意思による自主的なまちづくり ➡ 行政との対話、参加、協働

市民参加

「協働のまちづくり」 ➡ 市民と市との役割・責任の分担

### 3. 条例の性格

- ◆柏崎市の最高規範として、他の条例や各種計画などの策定指針となる基本条例の性格を持っています。また、市民の皆さんの権利を明確にし、柏崎市の組織・運営に関する基本的事項を網羅した総合条例の性格をもっています。

### 4. 条例の意義・効果

- ◆この条例により、市政運営を透明化することで、市民の皆さんから市政に対し理解と関心を深めて頂き、市民参加が促進されることが期待されます。
- ◆地方分権に対応したまちづくりへ市民の皆さんと市が協働して、自らの地域のために行動することが期待されます。

### 5. 条例の公布、施行

- ◆条例の公布：平成15年3月20日
- ◆条例の施行：平成15年10月1日

### 6. 条例制定までの経緯

#### 【(仮称) まちづくり基本条例勉強会】の設置

- ・平成13年2月 第1回開催。公募の市民参加者12名。職員参加者12名で構成。
- ・平成13年12月までに15回開催。市民と職員による勉強会15回。職員WG4回開催。
- ・日本大学松野教授を講師に招き「まちづくり」の指導を受ける。先進事例のケーススタディ、ワークショップなどを実施し、条例のタタキ台を策定。

#### 【(仮称) 市民参加のまちづくり基本条例庁内策定委員会】の設置

- ・平成14年5月 第1回開催。庁内内部の関係課、法規担当者13名で構成。
- ・8月まで8回開催。前年度の勉強会のタタキ台を基に、条例素案に盛り込む項目、内容を検討。

#### 【素案の公表】

- ・「(仮称) 市民参加のまちづくり基本条例素案」について意見募集
- ・期間：平成14年10月7日から11月15日
- ・周知法：市ホームページ、市役所、市内各コミュニティセンター、ソフィアセンター、市民プラザに条例素案を配布。
- ・意見者：市民2名。市会議員5名。

#### 【(仮称) 市民参加のまちづくり基本条例策定審議会】の設置

- ・平成14年10月2日 第1回開催。公募市民4名。団体推薦4名。学識経験者2名で構成。
- ・会長（新潟産業大学 教授 梅澤精）。男性委員7名。女性委員3名。
- ・平成15年2月7日まで7回開催。公表素案に対する市民等からの意見等について審議会で検討。審議委員の意見の検討。
- ・平成15年2月12日。審議会の審議結果を市長に報告。

#### 【議会への説明】

- ・平成14年9月議会総務常任委員会で、条例素案の説明。
- ・平成14年10月11日全員協議会で、再度条例素案の説明。
- ・平成15年2月18日議員への説明会を設け、条例の最終案を説明し、意見を頂く。

## 7. 条例の主な内容

条 項	内 容
前文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本条例制定に当たっての背景や基本的な考え方を述べるとともに、市民の皆さんと市の協働によるまちづくりを推進していくための前文で定めています。</li> <li>・前文は、市の特性、市の目指す姿、制定の理由で構成しています。</li> </ul>
まちづくりの基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりを推進していくうえでの基本理念として、「市民の幸福」と「市民と市の協働」を定めています。</li> </ul>
まちづくりの主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりの主体は市民であることを定めています。</li> </ul>
まちづくりの目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりの基本理念に基づき、まちづくりの目標を次の7項目定めています。</li> <li>・『基本的人権』、『教育、生涯学習』、『福祉、健康』、『次世代』、『歴史、文化』、『経済、産業』、『自然、環境、安全・安心・快適な生活』</li> </ul>
「参加する権利」と「情報の共有」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民と市の協働によるまちづくりの推進のため、市民の皆さんのまちづくりへの参加の権利と協働の仕組み、情報共有の原則を定めています。</li> </ul>
まちづくりの基本的な役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりにおける市民と市民の一員である事業者、コミュニティ並びに市の役割を定めています。</li> </ul>
議会の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会は、市の議事機関として市民の意思が適切に反映されるよう活動し、開かれた議会活動をするよう定めています。</li> </ul>
市長と執行機関に責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、市を代表し公正かつ誠実な市政の執行に努めることとし、職員は研鑽に努め、市民の一員の立場からも自ら市民と連携し、まちづくりに取り組むものと定めています。</li> </ul>
説明責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりに関する活動の内容やその意思決定の過程について、分かりやすく説明しなければならないと定めています。</li> </ul>
審議会等への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が設置する審議会などに、市民の皆さんの参加を得て、広く意見を聴きながら施策を実施することを定めています。</li> </ul>
総合計画等の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画等の策定にあたっては、市民参加に努め、計画相互間の調整を図るとともに、計画の実施にあたっては、行政評価と連動した効率的な財政運営を図ることを定めています。</li> </ul>
市民投票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政に関して広く市民の意思を把握するために、市議会の議決を経て市民投票を実施できることを定めています。</li> <li>・市民、議会及び市長は、市民投票の結果を尊重しなければならないとしています。</li> </ul>

## 8. 条例の施行に向けて

### ◆条例施行までの取組み

- ・この条例の運用に当たり、多くの市民の皆さんから関心や意欲を持っていただくよう、説明の場やセミナーを開催します。

- ・「まちづくりの主体は市民」の認識のもと、実際にこの条例を運用していく職員の意識改革に努めます。
- ・この条例の主な内容について、広報かしわざき4月20号に掲載し、条例の解説を5月5日号から数回にわたり掲載し、市民の皆さんにお知らせします。

○問い合わせ先 この条例の詳しい内容、考え方については、企画政策課企画班へ「柏崎市ホームページ」企画政策課の中に、条文と考え方を掲載しています。

▼柏崎市総合企画部企画政策課企画班

945-8511 柏崎市中央町5番50号

TEL 0257-21-2321 (直通)

FAX 0257-32-3303

E-mail: [kikaku-mati@city.kashiwazaki.niigata.jp](mailto:kikaku-mati@city.kashiwazaki.niigata.jp)

ホームページ <http://www.city.kashiwazaki.niigata.jp>